令和2年度事業報告

令和2年度の我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、リーマンショック以上とも言われる経済危機に見舞われた。年度後半からは、一部に持ち直しの動きが見られたものの個人消費を中心に弱さも見られ厳しい状況となった。

中小企業・小規模事業者の景況感については、2020年4-6月期に業況判断 DI が▲ 64.1 と過去最大の落ち込みになったものの、その後は緩やかに回復を続けてきたが、2021年1-3月期の業況判断 DI は▲ 29.5 (前期差 3.4 ポイント減)となり 3 期ぶりの低下となった。なお、全産業の従業員数過不足 DI は▲ 9.8 (前期差 1.1 ポイント増)となり、依然として、中小企業・小規模事業者の人手不足問題は、一部業種を除き厳しさが継続している。

このような状況下、信用保証協会では、令和2年1月から経営に支障が生じる事業者の相談に応じるため、経営相談窓口を設置した。その後、セーフティネット4号の全国指定、制度創設以来初の危機関連保証の発動等、順次、資金繰り対策が拡充され、令和2年5月には、これまでにない実質無利子・無保証料という「新型コロナウイルス感染症対応資金」がスタートした。全国の信用保証協会では、コロナウイルス感染症拡大防止への対応に細心の注意を払いつつ、総力を挙げて厳しい状況にある中小企業・小規模事業者の資金繰り支援に取り組んだ。

その結果、令和2年度の保証承諾は、35 兆 1,234 億円と対前年度比約4倍、保証債務 残高も41兆9.817億円と対前年度比2倍となった。

また、コロナ禍において、これまで保証利用の無かった事業者からの申込みも増加する等、年度末には、155万者(対前年度比 31.7%増)の事業者に利用されるに至り、我が国の4割強の中小企業・小規模事業者に利用される状況となった。特に、小規模事業者の利用割合は、事業者数ベースで8割強を占める等、地域の小規模事業者にとって、なくてはならない存在となっている。

更に、「新型コロナウイルス感染症対応資金」等の効果もあり、令和2年度の企業倒産件数(負債総額1,000万円以上)は、7,163件(対前年度比17.0%減)となり、倒産件数が30年ぶりに8,000件割れとなる等、地域金融におけるセーフティネット機能を発揮した。

こうした中、全国信用保証協会連合会は、全国の信用保証協会に対し、コロナ禍において必要となる各種情報を積極的且つ迅速に収集するとともに、情報発信を実施した。

特に、令和2年5月から受付を開始した「新型コロナウイルス感染症対応資金」については、新型コロナウイルス感染症が急拡大したこともあり、事務局一丸となり極めて短期間のうちに制度設計及びシステム対応等を行った。また、全国の信用保証協会に対して制度の周知期間が短いこと等もあり、可能な限り制度に関する情報提供を行うとともに、制度導入後、保証申込の急増が想定されることを踏まえ、保証申込から融資実行までのリー

ドタイムを短縮すべく、「新型コロナウイルス感染症対応資金金融機関チェックシート」の利用を提案する等、信用保証協会の業務が円滑に進むよう取り組んだ。更に、新たに創設された「新型コロナウイルス感染症対応資金」は、信用保証協会創設以来初めて国が保証料を負担する保証制度であったことから、保証料補助事業の実施主体となった全国信用保証協会連合会は、主務省とも緊密に連携し、円滑な制度運営が出来るよう事務手続き及びシステム開発等、迅速且つ丁寧に準備を進め、信用保証協会への補助金交付事業を着実に実行した。

なお、「新型コロナウイルス感染症対応資金」の制度運営に必要となる保証料補助事業等の政府予算については、全国信用保証協協会連合会に対し、総額2兆6,359億円という過去最大の予算措置がなされた。

また、全国信用保証協会連合会では、利用者の利便性向上を図るため、令和元年度に引き続き、「信用保証業務の電子化」「利用者目線での協会業務の改善」について検討を行った。「信用保証業務の電子化に向けた取り組み」については、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、主務省や金融機関団体等の協力を得ながら、コロナ禍で顕在化した非対面且つ迅速な手続きの重要性を踏まえ、保証申込手続きの電子化・効率化についての検討を進めた。また、令和2年10月からは、一部信用保証協会とオブザーバーとしてシステム運営会社も参画し組成した研究会を立ち上げ、システム開発に向けた意見交換、事業者からの提案の検討、事務手続きの見直しにかかる検討等を行った。

「利用者目線での協会業務の改善」については、保証申込時の必要書類等の削減・改善策として、個人情報の取扱いに関する同意書の徴求を初回のみとする等の添付書類の削減を行った。また、令和3年度から信用保証委託申込書、信用保証依頼書の改定及び押印廃止を行うこととしていたが、コロナ対応の一環として、当初の予定を前倒し、令和3年2月から取扱い可能な信用保証協会から開始できるよう、信用保証協会・金融機関等の関係者間の調整を進めた。これらに併せ、平成30年に作成した「保証申込関係書式電子入力支援ツール」の改定版を作成し、全国の金融機関に提供を行った。

以上のとおり、全国信用保証協会連合会は、信用保証協会の推進する中小企業・小規模 事業者への金融支援や経営支援等の円滑な業務運営に資する取り組みを行うとともに、真 に中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向け、 全国の信用保証協会と一体となって取り組んだ。

1. 全国の信用保証協会の事業概況

(1)令和2年度の保証承諾は、「新型コロナウイルス感染症対応資金」の受付開始により、 194万7千件(対前年度比289.9%)、35兆1,234億円(同392.9%)となり、過去最 大の実績となった。このうち、セーフティネット4号の保証承諾は79万4千件、13 兆7,311億円、危機関連保証は62万1千件、13兆1,204億円となった。

- (2)保証債務残高は、311万6千件(対前年度比139.0%)、41兆9,817億円(同201.8%) となり、過去2番目の実績となった。このうち、セーフティネット4号の保証債務 残高は72万2千件、11兆9,061億円、危機関連保証は54万1千件、10兆8,154億 円となった。
- (3)代位弁済は、2万3千件(対前年度比65.7%)、2,430億円(同71.7%)となり、件数、金額とも前年度実績を下回った。なお、金額は11年連続で前年度実績を下回った。 (4)回収は、882億円(対前年度比87.9%)となった。

2. 全国信用保証協会連合会の事業概況

令和2年度、全国信用保証協会連合会は、信用保証制度に対する各界からの強い期待 に応えるため、以下の事業に取り組んだ。

- (1)信用補完制度の一層の発展のための取り組み
- (2) 保証協会を取り巻く外部環境変化への対応と支援
- (3)信用補完制度の基盤強化のための取り組み
- (4)保証業務支援機関としての取り組み
- (5) 責任共有制度に係る負担金計算・収納代行事業等の円滑な運営等
- (6)経営安定関連保証等に係る出えん事業等の適切な運営・管理
- (7)人材開発の実施
- (8) 第33回アジア信用補完制度実施機関連合(ACSIC)会議の主催
- (9) 基本事業への取り組み